

熊本県宿舍管理規則の運用について

〔 昭和 53 年 8 月 15 日 管第 98 号
関係各課（室）長、関係出先機関長あて 総務部長通達 〕

宿舍の維持管理については、かねて御配慮願つていところであります。この規則（昭和 44 年熊本県規則第 22 号）の運用については、昭和 51 年 4 月 2 日付け管第 3 号をもつて通達しているところであるが、今回下記事項について照会があったので、留意のうえ遺憾のないよう処理されたい。

記

有料宿舍の貸付料の算定方法

規則第 16 条に規定する有料宿舍の貸付料は、月額によるものとし、規則の別表に掲げる区分に応じて 1 平方メートル当たりの基準額に当該宿舍（物置、倉庫を含む。）の延面積（第 16 条第 2 項の規定による調整を加えたときは、その調整後の延面積）を乗じて算定するものとし、この場合算定額に 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げることとなつてゐるが、区分の取扱いについて、当該宿舍に含まれる物置、倉庫の構造は、母家（家族が居住している棟）と異つていても母家の構造による区分に応じて算定し、母家が増築等により、同一建物でも構造を異にする場合は、それぞれの構造に応じた区分により算定するものとし、この場合は双方を合計した後算定額に 10 円未満の端数があれば 10 円に切り上げることとする。

例えば、母家が木造であり、物置等が非木造である場合は、物置等の面積も含めて木造として算定する。ただし、母家は木造であるが、増築により非木造の建て増しをした場合は、それぞれの構造ごとに区分して算定することを言つたものである。